



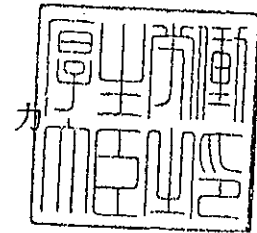
厚生労働省発食安第1219002号

平成15年12月19日

薬事・食品衛生審議会

会長 井村伸正 殿

厚生労働大臣 坂口



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第5条に規定する栄養機能食品にマグネシウム、銅、亜鉛を追加するに当たって、その表示の基準を定めること。

平成 15 年 12 月 19 日

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
分科会長 吉 倉 廣 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
表示部会

会長 丸 山 英 二

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
新開発食品調査部会

会長 田 中 平 三

食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第5条に  
規定する栄養機能食品にマグネシウム、銅、亜鉛を追加する  
ことについて

平成15年12月19日付厚生労働省発食安第1219002号をもって諮問さ  
れた標記について、当合同部会において審議した結果、別添のとおり取りま  
とめたので報告する。

# 栄養機能食品の栄養成分の追加について（案）

当該栄養成分の機能表示(①)を行おうとする場合、1日当たりの摂取目安量が上・下限値(③、④)の範囲内にあり、かつ注意事項(②)を併記することが必要。

| 検討中の栄養成分 | ①機能表示  | ②注意事項   |
|----------|--|---|
| マグネシウム   | <p>マグネシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です。</p> <p>マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。</p>          | <p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便(下痢)になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p>                         |
| 銅        | <p>銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。</p> <p>銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。</p>  | <p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p>  |
| 亜鉛       | <p>亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。</p> <p>亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p> <p>亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。</p> | <p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p> |

|        | ③ 上 限                                  | 1日当たりの<br>上下限値の範囲 | ④ 下 限<br>〔栄養所要量の1/3<br>として算出〕 |
|--------|--|-------------------|-------------------------------|
| マグネシウム | 300mg (アメリカの上限値をアメリカ人と日本人の体重の違いで修正)    | 300mg~80mg        | 80mg                          |
| 銅      | 5mg (= 9mg(許容上限摂取量) - 3.6mg(摂取量の最大値))  | 5mg~0.5mg         | 0.5mg                         |
| 亜鉛     | 15mg (= 30mg(許容上限摂取量) - 15mg(摂取量の最大値)) | 15mg~3mg          | 3mg                           |

「健康増進法施行規則の一部を改正する省令案」に寄せられたご意見（回答案）

1. 募集期間

平成16年1月13日から2月12日

2. 提出された意見等

11件

3. 主な意見及び当方の考え方

（意見1）

注意事項欄の「乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください」との表記は、一般的には少し表現が強いイメージがある。「銅は乳幼児にとって危険なもの」との誤解を与えかねないと危惧することから、「乳幼児・小児は過剰摂取となるおそれも考慮し、本品の摂取を避けてください」というようなより正確な表現を強く望みます。

昨年7月にリスク評価を行う独立の機関として設立された食品安全委員会より「栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児・小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである」という意見を頂きましたので、「控える」という表現で薬事・食品衛生審議会表示部会・新開発食品調査部会合同部会に提案しました。しかし、この表現が量的に「少しなら摂取しても良い」と意味を取り違えるとの指摘を受けたため、端的な表現として「避ける」ということとなりました。ただ、消費者へのより正確な情報提供は大切なことであり、今後はリスクコミュニケーション等の機会に本制度の解説を行う等きめ細かな情報提供に努めたいと考えます。

（意見2）

亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれが～」の記述において最近では亜鉛を多量に摂取する人がいると心配されることから一般消費者が読んだ場合、何が悪いのか解らないので、「銅の摂取量が減少すると、貧血の原因になる場合があるから、過剰摂取にならないよう注意してください。」という解りやすい説明を入れた方が良いと思います。

消費者への適切な情報提供の観点から、理解しやすく、詳しく伝えることは必要と考えます。しかしその反面、限られたスペースに端的に分かりやすく主旨を表示することも求められることから、薬事・食品衛生審議会表示部会・新開発食品調査部会合同部会の審議結果を踏まえこの記述となりました。ただ、消費者へのより正確な情報提供は大切なことであり、制度施行と併せ、今後はリスクコミュニケーション等の機会に本制度の解説を行う等きめ細かな情報提供に努めたいと考えます。

(意見3)

機能表示に関して複数あるが、全ての機能表示をすると字が小さくなるため消費者にとって読みにくくなる。訴求したい機能表示が選択できるようにして頂きたい。また、機能表示を分けて分かりやすくすべき。

栄養機能食品制度の趣旨は、消費者へ正しい情報を提供する観点から人間にとって必要な栄養素等の機能の周知を行うものであり、定められた表示は全て行う必要があります。なお、栄養成分によっては機能表示が同じ場合がありますが、これらはまとめて表示することができます。

(意見4)

追加される3成分について、食品添加物として指定し、規格・基準を設定すべきである。

マグネシウムを含む食品添加物については、既に指定されているものもあります。銅、亜鉛については、現在、食品安全委員会に「グルコン酸銅、グルコン酸亜鉛」について健康影響評価を依頼しており、その結果を踏まえて、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、その指定等につき審議することとしております。

(意見5)

マグネシウム、銅、亜鉛は非鉄金属で必須栄養素であるが、必要以上に摂取すれば中には人体に有害とされる物質であり、通常ならば一般食品から摂取すべき微量成分で欠乏症以外は摂取する必要のないものと思います。健康被害とすることを考慮に入れて、あえて健康食品に組み込むならば、特定保健用食品か栄養機能食品とし、医師または管理栄養士の指導のもと摂取すべき食品と考えます。

栄養機能食品制度は、まさに、安全性・有効性を確保する観点から、1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養分量の上・下限値の規格基準に適合し、定められた機能や注意喚起表示を行うこと等により、消費者に対し製品の適切な摂取の方法等を情報提供するものです。今後とも、本制度の適切な活用に向け、その周知に努めてまいりたいと考えます。

(意見6)

新たに3成分を加えようとする理由は。

平成13年の国民栄養調査結果により（平成14年の12月発表）初めて同成分の国民の摂取状況が明らかになり、資料が充実し、上限値の設定が可能となったことから、今回追加するに至ったものです。

また、このような表示のルール化により、販売業者による不適正な表示を防ぎ、消費者への正しい情報提供が確保されるものと考えています。